

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2024

87

winter

インタビュー



わかやま だいがく けんこう しえん
和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター
ふく ちよう もり ま ゆ こ
副センター長 森 麻友子 さん

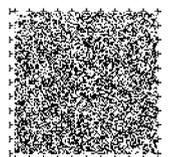
じんけん
人権ちょこっと
コラム

ごう り て き は い り よ かんが
「合理的配慮」について考える

よこま
漫画

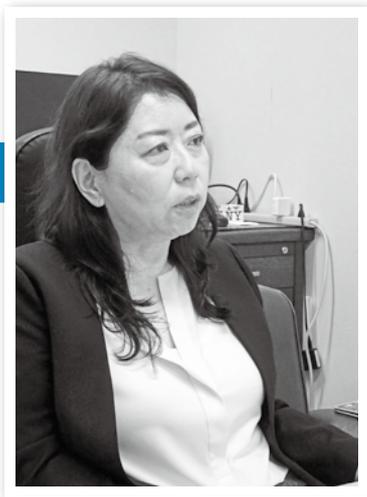
びよう いん うけ つけ
「病院の受付で」

わかやましりつわかやまこうとうがっこう ねん あかべ りん
和歌山市立和歌山高等学校3年 赤部 凛





今回は、和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター 副センター長 森 麻友子さんにお話を伺いました。



Q1. 森さんの仕事について教えてください。

私が所属している「キャンパスライフ・健康支援センター」は、「キャンパスライフ支援部門」と「健康支援部門」の2つの部門で成り立っています。また、キャンパスライフ支援部門の中には「学生相談室」と「障害学生支援室」の2室があります。私自身は両室に従事しており、本学の学生の相談支援を行っています。

2013年6月に障害者差別解消法が公布され、和歌山大学では「障害学生支援室」の立ち上げが始まりました。そして、2014年4月には障害のある学生への学内支援の基本方針が策定され、同年の8月に障害学生支援室が設置されました。

今年度から、それまで保健センターであった健康支援部門と統合し、現在に至ります。

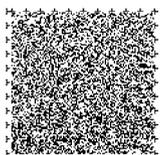
学生相談室には、現在カウンセラーが私を除いて5人所属していますが、相談は毎日ほとんどが予約で埋まっています。学生が相談に来る内容は、学業だけではなく、プライベートなことなど様々です。障害学生支援室には、発達障害等の診断のある学生が困りごとを抱え、合理的配慮を求めて来ます。

Q2. 発達障害のある学生はどのような相談にきますか？

発達障害のある学生からは、主に授業における困りごとの相談が多く寄せられます。

自己理解がもっと必要であったり、社会的障壁とは何かということを知らない学生も相談に来るので、合理的配慮の申請にまで時間を要する学生も少なくありません。「このような配慮が欲しい」と、配慮の内容を明確に求めて来る人は少ないと感じています。

大学生になり自由度が高くなると、修学に対してモチベーションの維持が難しかったり、一人暮らしを始めて昼夜逆転した生活となり、大学を休みがちになったりする学生もいます。また、保護者も大学生だから子ども自身にある程度任せます。つまり、大学生になると、学生は自律をしなければいけなくなります。しかし、発達障害のある学生の中に



は、その自律が困難な場合も少なくありません。

大学生活では大きく分けて3段階の困難があるように思います。まず、大学生活に慣れること、その次が学業や研究、最後に就労に関することです。

発達障害のある学生は、未経験の事柄に出会うと、戸惑いが起こり、適切な対処が困難な場合があります。そのパターンが掴めると、うまくいく場合もありますが、場面が変わるとまた異なる困りごとが出てくる場合もあります。人によっては、学生相談室に4年間通う方もいます。

幼少期から発達障害の診断が出ている学生は、自ら相談に来たり、保護者が相談に来たりして、支援に至ります。一方で、発達の特性はあるけれども診断に至っていない学生の場合、単位が取れない、履修登録や課題ができていない等に教職員が気づき、心配して障害学生支援室に連れて来る場合もあります。

高校までは、与えられた環境の中で大きな問題もなく卒業ができて、大学生になり、自律性が求められるようになった途端に問題が出る場合があります。高校では、提出物を出さなくても卒業に至るかもしれませんが、大学になると評価の一つに課題提出があり、課題が出せなければ単位が取れない事態も起きてきます。また、課題の出し方も、パソコンでの提出、授業内での提出など、提出方法が授業によって変わるので、提出を忘れてしまう、スケジュール管理ができないなどの問題が起こります。

学生相談室で相談する中で、発達の検査を受け、医療機関で診断が出る学生もいます。その場合、合理的配慮を申請すること自体へ抵抗を示す場合もあります。

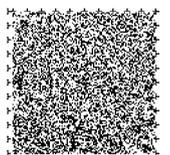
Q3. 学生のサポートはどのようにしていますか？

キャンパスライフ・健康支援センターでは、入学前に新入生に対して、修学の配慮に関する相談を受け付けます。入学後に、スムーズに大学で学べる環境を提供できればと考えています。発達障害の診断はないけれども、特性があり、修学に関して不安がある新入生や保護者にも相談対応を受け付けています。

合理的配慮の内容は一人一人違います。合理的配慮の提供以外にも、定期的にカウンセラーと、自分の課題の進捗やスケジュールについて話し合う学生もいます。

合理的配慮の実施の責任は、学部の教員にあります。障害学生支援室では、学部や担当教員に対して必要に応じて各配慮に関する助言を行います。

このように、修学において「学生から合理的配慮申請」「配慮に関する妥当性の検討」「教員へ通知」「合理的配慮の実施」と、合理的配慮に関する連絡や相談をシス





テム化して、体制を整備しています。

また、キャンパスライフ支援部門では、学生サポーターの育成をしています。

サポーターの学生は有償ボランティアで、学内全体で20人から30人の登録者がいます。発達の特性がある学生の中には、履修を決めることが難しい人もいますので、サポーターが履修選択などを手伝います。最終的に履修登録をするのは本人ですが、サポーターの学生から、学生ならではの授業に関する情報をもらいながら、手続きを進めます。

他には、健康支援部門がメンタルサポーターを2人雇用しています。

メンタルサポーターはキャンパスライフ・健康支援センターを利用し卒業した者で、当センターにて非常勤で働いている職員です。コミュニケーションに課題を持つ学生の中には、他の学生との関わりが少なくなることもあります。そのような中で、先輩でもあるメンタルサポーターを頼って来てくれる学生もいます。

それぞれの学生に合った、相談しやすい環境が提供できればと思い、様々な資源を用意できればと考えています。

Q4. かなり幅広いサポートが必要ですが、どこまでサポートをするかの加減が難しくはありませんか？

大学は、社会に出て行く一歩手前の教育機関ですので、過度にサポートしすぎるのではなく、卒業後に社会参加できるように支援することが大切だと考えています。

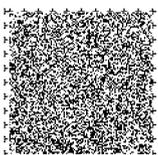
就職に関する相談はキャリアセンターが主に受け、メンタル面の相談は私たちがフォローに入ります。

Q5. 今後センターは学内で、どのような存在になっていきたいですか？

学生にとって相談しやすい窓口でありたいと思っています。

私自身は、個別の相談業務の他に、教員として授業やガイダンスを実施したり、教職員向けの研修などを企画・運営したりしつつ、当センターの周知に努めています。当センターを必要としている学生が、気軽に相談できるような働きかけをしています。

当支援部門では、学生の個別相談だけでなく、教員が障害学生を対応する際の相談も受け付けています。教員が適切な対応をすることで、障害学生が学ぶ権利を擁



護し、成長していくと思いますので、教員支援も大切だと思います。個々の障害学生の対応と一緒に考えていく中で、教員自身も権利擁護について考え、それが大学コミュニティに広まっていくことが大切です。

Q6. 読者のみなさんに、メッセージをおねがいします。

障害のある学生の人権が擁護されることは当然のことです。合理的配慮が必要な学生に対してそれを実施することで、障害のある学生が公平に学ぶことができるようにこれからも努めていきたいと思っています。

和歌山大学へ入学を希望している方は、気になることや不安なことがあれば事前に相談に来てください。本学における支援の現状を知っていただきながら、何ができるかを一緒に考えていければと思います。オープンキャンパスなどの際に、相談に来てもらうこともできますが、特に相談の時期は問いません。早めに相談に来ていただければと思います。障害を開示しても受験の可否には全く影響がありません。また、入学前に障害を開示する人も増えてきました。入学前から相談に来ることで、保護者の方も安心できるようです。

障害の有無に関係なく、学びたい学生に適切な環境が提供できるように今後も活動をしていきます。

相談 秘密 無料 厳守

人権ホットライン
人権でんわ相談

さまざまな問題や悩みを抱える相談者に助言を行い、自身が主体的に問題を解決するための支援を行います。

一般相談

①開設日時/毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
(祝日・12/29～1/3は休み)

②相談方法/電話相談
TEL 073-421-7830

弁護士による無料法律相談

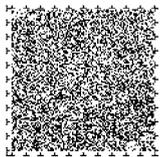
①開設日時/偶数月 第2・第4木曜日
奇数月 第2土曜日・第4木曜日
午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)

②相談方法/面接相談・オンライン相談
TEL 073-435-5420 (お電話でご予約ください)

日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、お気軽にご相談ください。

2023 (令和5) 年度法律相談実施日

1月13日・25日, 2月8日・22日, 3月9日・28日



病院の受付で



漫画：和歌山市立和歌山高等学校

3年生 赤部 凜さん

令和6年4月1日に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮とは、障害のある人が他の人と同じように社会で様々な活動に参加し、その幸福を追求していけるように可能な限り提供すべき様々な調整です。

例えば左の漫画の場合では、患者さんは聴覚障害があっても、安心して診察の順番を待つことができたり、他の人と同じように医療サービスを受けることができる環境が提供されています。また、受付の人は、手話ができなくても筆談でコミュニケーションを取ることができます。

障害のある人にとって困難なことは、障害の種類や程度によって異なり、同じ障害でも状況によって必要な配慮が異なります。従って、一人一人その人に応じた配慮をすることが必要です。

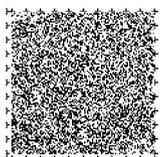
どのような配慮が必要か本人に確かめずに対応しても、それは独りよがりの配慮となり、必要なものとはかけ離れたものになるかもしれません。

まずは障害のある人の「こうして欲しい」をしっかりと聞くことが大切です。また配慮する側にも様々な（費用、物理的）制約がある場合は丁寧に、理解を得るよう努力するとともに、可能な方法がないか対話を通じて一緒に考えていくことが大切ではないでしょうか。

漫画に登場する受付の人は、手話で話す患者さんに気づき、筆談でコミュニケーションをとることにしました。その際に、「筆談でいいですか?」と相手に確認をしているのも良い所ですね。

また場所によっては、絵などを使った看板をつけるなど、障害の有無に関係なく、どんな人でも使いやすい空間にすることも大切です。

この漫画のように、当事者に応じた無理のない範囲の配慮を提供することで、提供する側もされる側も住みやすい社会をみんなで作っていきけるのではないのでしょうか。





「合理的配慮」について考える

公益財団法人和歌山県人権啓発センター
 常務理事兼事務局長 岡 哲司

1. 障害とは？

「障害」って何でしょう？

障害のある人の人権を考える上で、障害とは何なのか（障害の概念）を考えることは非常に重要です。

かつては、障害のある人が社会生活を送る上で様々な制限がある原因を、その人の機能障害のみに注目する考え方が主流でした。例えば、事故により脊椎損傷を負ったことで、歩けなくなった人が自由に買い物に行けないのは、その人の下肢が動かないからという考え方です。これは「医療モデル」と言われるもので、その人の下肢が動かないことが「障害」であり、障害は、その人が持っているものという見方です。それを何とかするのは医療やリハビリテーション、そして本人の努力ということになります。周りの人たちにとっては、他人事となるのです。

さて、その後、この人は一生懸命リハビリを続け、車椅子を自由に乗りこなし、買物に行くこともできるようになりました。リハビリテーションと本人の努力の成果です。

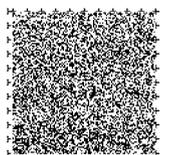
ところが、その車椅子に乗っている人の前に大きな段差が現れたら、その瞬間、その人の行動に制約がかかってしまいます。実は、これこそが「障害」なのです。「障害」というのは、その人（この場合肢体不自由の人）と（当たり前のように段差があるという）社会との関係の中で発生するものなのです。そして、その段差にスロープが設けられれば、その人にとって障害はなくなります。「障害」が社会との関係で生まれるということは、社会の有り様が変われば、それは障害でなくなっていくということです。このような考え方を「社会モデル」と言います。社会モデルの考え方では、社会の仕組みやハード面、ものの見つけ方等を変えることで、その障害をなくしたり、軽減したりすることができます。

「障害は社会との関係で発生する」のであるから、変わるべきは今の社会の仕組み・システム・構造なのです。社会の有り様を変えるのは、どこかの誰かではなく、私たち一人一人です。障害の問題は、私たちみんなにとって自分事なのです。

2. 障害のある人の人権への取組 ～「障害者権利条約」から「障害者差別解消法」

2006年12月13日、国際連合総会で「障害者権利条約」が採択されました。

この条約では、それまで「庇護・保護すべき存在」としか捉えられていなかった「障害のある人」を「権利の主体」とであると明言しました。



障害のある当事者から「私たちのことは、私たち抜きで決めないで（Nothing about us without us）」という主張を受け、障害当事者NGOの代表が草案作成部会に入って作成されたこの条約では、障害のある人の人権を他の人との平等を基礎として保障します。障害のある人に特別の権利を創造しているわけではありません。

条約では、社会モデルが採用されるとともに、障害のある人がそのままの状態尊重され、明記されています。

そして、この条約において、障害を理由とする差別の禁止がうたわれ、そのための「合理的配慮」という新しい考え方が導入されました。

日本では、この条約を批准するために、障害者基本法、障害者雇用促進法を改正し、障害者総合支援法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を制定、施行しました。そして、障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日からは、行政関係機関だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務となるのです。

13. 障害のある人との対話で合理的配慮の提供を

最初に述べたとおり、障害は社会との関係の中で発生します。社会が変われば、その障害を取り除いたり、軽減することが可能です。合理的配慮は、そのような考え方に基づいて、障害のある人の必要としている対応、社会との調整を行っていくことです。

「障害者権利条約」では、合理的配慮とは、

①障害のある人が他の人との平等を基礎として、

②全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを保障するために必要かつ適当な変更で

③特定の場合において必要とされるもので、

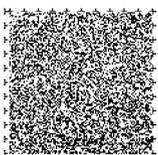
④かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

なかなか難しい言葉が続くのでポイントを説明すると

①障害のある人が他の人と同じように社会生活を送るために必要な調整（配慮）です。今の社会が、障害のない人を前提に造られているために必要な調整（配慮）であり、障害のある人を優遇するものではありません。

②障害のある人の人権を保障するために必要なものであって、その提供を受けることは障害のある人にとっての権利です。「優しさ」とか「思いやり」といった恩恵的なものではありません。

③「障害のある人」と一言と言っても人それぞれです。「視覚障害」と言っても全く見えない人から少しは見える人、その見えにくさは人それぞれですし、また、そ



の障害特性だけでなく、その人の年齢、性別、状況や今までの経験等は、人によって全く違います。従って、必要な対応も人それぞれ違うということです。だからこそ、本人の話を聞くことが重要です。その人がどんな対応を求めているのかは、その人に聞いてみないとわかりません。本人の話も聞かずに対応策を考えたところで、それが本人の望んでいる形ではない場合、単に空回りしているだけになってしまいます。障害者権利条約でも主張された「私たちのことは私たち抜きで決めないで」という言葉どおり、その対応（配慮）を求めている人抜きでは、本当に必要な対応（配慮）を行うことはできません。合理的配慮はオーダーメイドなのです。

ただ、「本人からの意思表示がないから合理的配慮は必要ない」というのは間違いです。障害のある人にとっては、これまでの周囲の無理解などで意思表示しにくい人もいます。そのような場合、「意思表示がないから」ではなく、意思表示しやすい環境作り、聞き取りとうとする姿勢が大切です。

④しかしながら、行政や事業所側もその「こうしてほしい」を実現しようにも、その調整、対応が物理的に無理な場合や事業所には到底負担することが不可能な費用等が掛かる場合、その対応をすることで事業実施が困難になる場合など正当な理由がある場合は、そこまで求めるものではないということです。

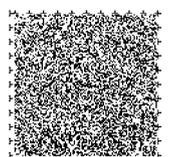
しかし、そんな場合でも、その理由を丁寧に説明し、本人に納得してもらえるよう努力することも必要です。それだけでなく、「できない」で済ますのではなく「どうしたらできるか」と双方で対話を重ねてできる方法を考えて一緒に「これならできる」を見つけることも大切です。方法は、必ずしも一つではありません。合理的配慮は「0か100か」ではないのです。

このような双方の対話を「建設的対話」といいます。建設的対話を重ねることで、障害のある人も納得できて、事業者にとっても不可能ではない、そんな合理的配慮を実現していくことが求められています。

14. 誰もが社会で幸福を追求していくことのできる社会を！

合理的配慮は、それぞれ個別の対応となりますが、従来から実施されてきたバリアフリー・ユニバーサルデザイン、情報アクセスビリティの確保等で、誰もが社会にアクセスできる環境作りをしておくことで、必要な合理的配慮は容易になり、その実現可能性は広がります。

誰もがアクセス可能な環境作りと合理的配慮によって、障害のある人も人権を保障され、障害のない人と同じように社会に参加し、幸福を追求していくことのできる社会をつくっていきましょう。





ヤングケアラーを理解するための講座(全三回)

第一回

- 内容：行政報告 和歌山県福祉保健総務課 「ヤングケアラーに関する県の取組」

講演 タイトル：本当に知っていますか？「ヤングケアラー」

～正しい理解と地域でできること～

- 日時：2024（令和6）年2月16日（金） 14：00～16：00（開場13：30）
- 講師：大阪公立大学現代システム科学研究科 准教授 濱島 淑恵さん

第二回

- タイトル：私が伝えたいこと～元・若者ケアラーとして

- 日時：2024（令和6）年2月22日（木） 14：00～15：30（開場13：30）

- 講師：特定非営利活動法人 ふうせんの会 三島 俊祐さん

第三回

- タイトル：「当事者」って誰ですか？～子どもを主語にした支援を問う～

- 日時：2024（令和6）年2月29日（木） 14：00～15：30（開場13：30）

- 講師：大阪市立大空小学校 初代校長 木村 泰子さん

- 場所：和歌山城ホール4階大会議室（和歌山市七番丁25番地の1）

- 一時保育・要約筆記・手話通訳：あり（要申込・申込2月2日（金）まで）

- 申込方法：「名前」「住所」「連絡先（電話番号）」を電話、FAX、郵送又はEメールでお申し込みください。企業や官公庁の方は【事業所／団体名】をご記入ください。車椅子スペースなど必要な配慮があればお知らせください。（お預かりいたしました個人情報については今後、当センターが開催するイベントなどの情報をお知らせするために使わせていただく場合がありますのでご了承承願いたします。）※一回のみの受講も可能です。

（公財）和歌山県人権啓発センター「人権セミナー」係

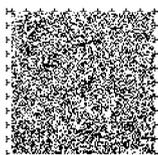
FAX 073-435-5421 / TEL 073-435-5420

Eメール seminar@w-jinken.jp

住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

定員
各60人
(申込先着順)



こころのうたちじしやうさくひん
人権の詩知事賞作品

ふだん なにげ せいかつ なか
 普段の何気ない生活の中で、ともすれば見過
 ごしがちな出来事を「人権」という視点から
 「詩」につづり、身近な人権について見つめ直
 す機会にしてほしいと作品の募集を行いました。

ねんどちじしやう
2023年度知事賞

いっばん こうこうせい ぶ
一般（高校生）の部「おおきくなったら」

ひ だかがわちやうりつ ほくしよねんちやう
 日高川町立かわべ保育所年長

もり ま こと
森 方 琴 さん



おおきくなったら
 ちーちゃんはケーキさんになりたいやろ
 まこはパフェさんになりたい
 だから ちーちゃんばかりでケーキさん
 まこは2がいてパフェさんをする
 ちーちゃんには しょうがいがあるから
 ときどきケーキさんをしてっだってあげるよ

はれのひはうれしい
 サッカー、マフぼう、おにごっこ
 茶めのひはいやだ
 へやあそびはたいくつだ
 だけど
 ぼくにとっての茶めのひは
 かえるにってはれのひだ

ひるはたのしい
 うんてい、かけこ、かくれんぼ
 よるはつまらない
 「はやくねなさい。」といわれる
 だけど
 ぼくにとってのよるは
 かぶとむしにとってひるだ

ぼくがきらいなものでも
 だれかにとっては好きなもの
 だから
 たいせつにするよ
 ぼくらはみんな
 ちきゅうのなかま



Copyright
 人権の詩2023 知事賞 小学生の部
 「ちきゅうのなかま」 和歌山市立吹上小学校1年 山田 周 さん

しょうがくせい ぶ
小学生の部「ちきゅうのなかま」

わ か やましりつふきあげしやうがっこう ねん
 和歌山市立吹上小学校1年

やま だ あまね
山 田 周 さん

私の兄は目が見えない。
 だが私よりも人生が不利なわけじゃない。構しているわけじゃない。
 ただ「障がい者」という名の肩書きをもっているだけ。
 ただ、それだけ。
 だから兄はいつもこう言う
 「俺は目が見えないだけ。
 声も出せるし体も動かせる。
 俺は人生を100%楽しんでる。」

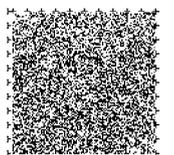


Copyright
 人権の詩2023 知事賞 中学生の部
 「私の兄」 和歌山市立貴志中学校1年 伊藤 涼 さん

ちやうがくせい ぶ わたし あに
中学生の部「私の兄」

わ か やましりつふき しちやうがっこう ねん
 和歌山市立貴志中学校1年

い とう すず さ
伊 藤 涼 紗 さん



2023 [令和5]年度

和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

さいゆうしゅう ゆうしゅう さく ひん
最優秀・優秀作品



さいゆうしゅうしゅう
最優秀賞



ちゅうがくせい
中学生の部

きかわしりつうちたちゅうがっこう ねん
紀の川市立打田中学校 2年
なんじょうこうすけ
南條煌介さん

ゆうしゅう
優秀賞



しょうがくせい
小学生の部

きかわしりつこかわしやうがっこう ねん
紀の川市立粉河小学校 5年
むらがきそうたさん
村垣奏太さん

ゆうしゅう
優秀賞



こうこうせい
高校生の部

わかやましりつわかやまこうとうがっこう ねん
和歌山県立和歌山高等学校 1年
いとあかりさん
伊藤あかりさん



エ ル フ
E.L.F.

こうえきざいだんほうじん わかやまけんじんけんけいはつ
公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

Equality / 平等 Liberty / 自由 Fraternity / 友愛

- お問い合わせ 〒640-8319 和歌山県手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL w-jinken.jp/ E-mail mail@w-jinken.jp
- 開館時間 9:00 ~ 17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:30 ~ 17:00
- 休館日 日曜・祝日、年末年始 (12/29~1/3)
- 交通案内 JR和歌山駅から徒歩:約20分、バス:約5分「手平出島」下車
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山駅からバス:約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円/50分 (30分以内無料)

